破産管財人変更

平成２６年（フ）第５２６９号
東京都日野市万願寺６－７－１　３－106、住民票上の住所東京都府中市多磨町１丁目７－32
破産者　堀内　良藏
破産管財人　松島　遊吉を解任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　森田　梨沙
平成28年４月15日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２７号
横浜市港南区日野５丁目31番27号
破産者　西田眞由美こと　西田真由美
破産管財人　若井　公志が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　網野　雅広
平成28年４月20日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６２８号
横浜市西区戸部本町42－１　カーサデェソレアード401、住民票上の住所横浜市港南区日野５丁目31番27号
破産者　西田　祐理
破産管財人　若井　公志が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　網野　雅広
平成28年４月20日
横浜地方裁判所第３民事部

債権者集会招集

平成２４年（フ）第３１２７号
大阪府高槻市古曽部町２丁目29番24―701号
破産者　藤井　伸貫
1　期日　平成28年６月１日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年４月21日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１３２号
北海道小樽市石山町19番13号
破産者　吉田　吉範
免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
平成28年４月21日
札幌地方裁判所民事第４部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第１０１号
茨城県水戸市千波町2770番地
清算株式会社　株式会社アイケイジー
代表清算人　鈴木　尚史
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
水戸地方裁判所民事部

平成２８年（ヒ）第３００５号
大阪府豊中市原田南１丁目15番１号
清算株式会社　株式会社和秀
代表清算人　伊丹　浩
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２０５４号
東京都港区西新橋１丁目22番14―1001
清算株式会社　株式会社響興産
代表清算人　佐藤　英人
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の権利変更及び弁済方法
清算株式会社は、協定債権者に対し、以下のとおり弁済し、その残余の免除を受ける。
⑴　協定債権の弁済
清算株式会社は、各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、本協定の認可決定確定日から１か月以内に協定債権額の0.05％の金員を別紙記載のとおり弁済する。
⑵　本件協定債権者による免除
本件協定債権者は、第１項⑴の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
⑶　新たな財産が発見された場合の追加弁済
清算株式会社は、第１項⑴の弁済後に新たな財産が発見された場合、速やかに当該財産を換価し、当該弁済を受けた本件協定債権者に対し、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて追加弁済する。この場合、本件協定債権者による第１項⑵の免除の効力は、当該追加弁済の限度で失われるものとする。
2　弁済の方法
⑴　預貯金口座への振込み
清算株式会社は、本件協定債権者が指定する金融機関の預貯金口座に振り込む方法により弁済する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とし、本件協定債権者が、弁済期日の１週間前までに金融機関の預貯金口座を指定しなかった場合は、清算株式会社の本店で当該債権者に弁済する。
⑵　弁済額計算の際の端数処理
各協定債権への弁済額の計算の際に生じる１円未満の端数は切り捨てる。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２８年（再）第１号
栃木県宇都宮市東簗瀬１丁目６番地12
再生債務者　川俣商販株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月４日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成28年５月31日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成28年５月23日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成28年５月17日
平成28年４月19日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２４年（再）第６号
大阪市中央区南本町２丁目４番６号（開始決定時の本店所在地　大阪市中央区南本町２丁目１番10号）
再生債務者　株式会社カズキ高分子
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成28年４月19日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第８号
岐阜市小西郷１丁目155番地８
再生債務者　堺　裕也
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月11日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月25日から平成28年６月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（再イ）第１６号
兵庫県西宮市津田町５番10―814号
再生債務者　髙岡　輝彦
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月11日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月18日から平成28年６月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２８年（再イ）第５号
茨城県取手市井野台１丁目22番14―1010号
再生債務者　三田　穂積
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月13日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月27日から平成28年６月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２８年（再イ）第８号
茨城県龍ケ崎市佐貫町362番地19コーポたけむら205号室
再生債務者　高田　雄介
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月13日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月27日から平成28年６月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部